

付添人プラクティス報告

～少年事件の現場から～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 付添人活動支援チーム

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

<今月のテーマ>

観護措置を巡る付添人活動

少年事件においては、捜査段階での逮捕・勾留のみならず、家庭裁判所送致後に観護措置決定がされ、審判までの数週間にわたり少年鑑別所へ収容される場合がある。学校に通学している少年や普段は真面目に就業している少年が、軽微な事件にもかかわらず長期間の身体拘束を受けることにより、退学処分や解雇となれば、重要な社会資源を奪うこととなり、身体拘束がもたらす弊害は極めて大きい。

今回の報告は、身体拘束を伴う少年事件において、観護措置決定が取り消され社会復帰した事例と、家庭裁判所送致後に観護措置決定がされずに釈放された事例についてである。

【事案1】

15歳少年の暴力行為等処罰に関する法律違反事件

少年は、中学3年時に他の2名の共犯少年（いずれも同学年）とともに、別の中学校に通う被害者（中学1年生）に対し、少年らが通う中学校の悪口を言ったとして公園に呼び出し、暴行をした。少年は当初は暴行を加えることは不本意であり反対していたが、その場の雰囲気流されてしまい結局2回ほど被害者を足蹴にする暴行を振るってしまった。中学卒業直後に逮捕され、高校の入学式の直前に観護措置決定がされた。

① 観護措置

観護措置とは、家庭裁判所に送致された少年について、調査及び審判を行なうために、少年の心情の安定を図りながら心身の鑑別を行なうための措置である。少年法17条1項は、観護措置の種類として「家庭裁判所調査官の観護」（同項1号）及び「少年鑑別所に送致すること」（同項2号）を規定しているが、実務上「観護措置」という場合は2号の措置を指し、調査官観護の措置がとられることは極めてまれである。観護措置決定に対しては異議申立の手続があるが（法17条8項）、実務上は職権発動としての取消を求める活動をすることが多い。

報告者からは、東京家庭裁判所においては、逮捕・勾留を経て家庭裁判所へ送致された少年については、原則として観護措置をとられるのが通例であるとの報告がされ、軽微な事件であり心身鑑別の必要が全くない少年や、通学中・就業中であり保護者の監督も十分に期待できる少年については、付添人が積極的に活動し、身体拘束の長期化を避けるべきであるとの意見が述べられた。

② 調査官との交渉

本件では、当初調査官は翌週に少年と面接する予定であったが、それでは遅すぎるため、早急に少年と面会し、観護措置を継続する必要性がないことを

確認して欲しいと電話連絡したところ、調査官面接の日取りを早めることができたとの報告がされた。

少年に対する処分方針を実質的に決定する調査官が、実際に少年と面会した後でなければ、観護措置が取り消されることは、実際には困難であろう。そのため、付添人において、早期に少年に対する観護措置を取り消して社会復帰させなければならないと判断した場合には、一刻も早く少年との面会を行なうように取り計らう必要があるだろう。

③ 高校との関係

本件では、少年は合格した高校の入学式直前に観護措置決定され、高校は少年が身体拘束された事実について知らなかった。付添人としては高校に積極的に事実を知らせることはせず、結果として観護措置が取り消されたため、高校が拘束されている事実を把握しないうちに社会復帰できたとの報告がされた。

報告者からは、本件はともかく、仮に観護措置が取り消されなかった場合、付添人として、いつどのようなタイミングで学校へ事実を伝えるべきかといった問題提起がされた。

この点は非常に難しい問題点であるが、出席者からは、担任教諭が信頼できる場合には、まずは担任に事実を伝えてもよいのではないかとの意見や、身体拘束期間が長引くことが必至となった段階で学校訪問をして事実について述べるべきなどの意見が述べられた。

学校に通学している少年で、学校が拘束された事実を知らない場合の付添人の活動は非常に難しい問題である。

出席者からは、観護措置取消後、学校に復帰することができたにもかかわらず、少年が自ら犯罪事実を学校に報告しなかったとの理由で、退学処分を検討していると通告された事例が述べられ、学校対応の難しさをあらわしていた。

学校が事実を把握したとしても、付添人としては、学校を訪問し、通学を継続させることは、少年の更生にとって重要な社会資源となることを校長や担任に力説することが必要となるが、学校側に理解がな

い場合も多く、対応が難しい問題である。

④ 観護措置取消

本件では観護措置を取り消してもらうべく、家庭裁判所へ職権発動を求めるべく上申書を提出し、担当裁判官・調査官との面談を行なったとの報告がされた。

出席者からは、いかなる事案でも観護措置取消上申をすべきかといった問題提起がされたが、少年や保護者が早期の社会復帰を望む場合には上申自体は行なうべきであるといった意見や、事案に鑑みて身体拘束の継続による不利益が観護措置による心身鑑別の結果もたらされる利益よりも大きいと言える場合（例えば本件のように事案が軽微である一方で、少年は高校に通学中で高校が身体拘束の事実を把握していない場合など）には積極的に行なうべきとの意見などが出された。

また、報告者からは、単に上申書を出すのみではなく、両親の上申書や身元引受書、高校の合格証書など、添付資料をできるだけ多く集めるべきとの意見が述べられた。

【事案 2】

18歳少年の建造物侵入、窃盗事件

少年は、他の2名の共犯少年とともに、深夜、店舗に忍び込み、売上金を窃取した。少年は、窃盗に加担することは不本意であり、他の共犯少年が犯行をする際にも「やめよう」などといさめ、止めようとしていた。

① 捜査段階の活動

本件は、共犯者の弁護人から、少年の弁護を依頼され、少年の逮捕前に少年から選任届を受領して活動したものであり、捜査段階より身体拘束からの解放を目指してあらゆる活動を行なったとの報告がされた。

具体的には、逮捕直後に検察官に宛てて勾留請求しないことを求める意見書の提出、勾留請求後に14部裁判官に対して勾留決定しないことを求める意見

書の提出及び裁判官面接、勾留決定に対する準抗告及び裁判官面接、検察官に宛てて勾留延長しないことを求める意見書の提出など、釈放を求めて徹底的に勾留の不当性を争った。

勾留決定に対する準抗告は棄却されたものの、結果として、勾留延長をされずに家庭裁判所へ送致されており、捜査段階での弁護人としての活動が一定程度効を奏したのではないかとと思われると報告された。

② 観護措置を避けるための活動

本件では、家裁送致日において観護措置をとらせないための付添人活動を行なったとの報告がされた。具体的には意見書を提出し、裁判官・調査官への面談を求めた。

報告者からは、身元引受人として少年の父、叔父、叔母を同行して家庭裁判所に赴き、裁判官及び調査官との面接を行なったとの報告がされた。家裁送致日に少年の身元引受人を同道させることは、観護措置をとらせないための前提として必要なことである。

③ 調査官面接への立ち会い

本件では、社会復帰後の調査官面接の日程を調整する際、調査官より調査官面接に付添人が立ち会わないかとの打診を受けたとの報告がされた。

出席者の中には、調査官より立ち会いを求める打診があったことがあるという意見はなく、極めて希有なことである。

本件では少年が児童自立支援施設で養育された経歴があったため、調査官として少年にその経緯について聞いてもよいかという打診が事前にあったとのことである。報告者によれば、少年が自ら経歴について話し出した場合などに、調査官として何らかのフォローを期待していたのではないかとの意見が述べられた。

④ 不処分とするための活動

本件では、調査官から、少年に対してはそれほど負担にならない方向で処分を考えていると言われ、調査官の方から社会奉仕活動として某公園の清掃活動に参加しないかとの提案がされた。少年も積極的に活動に参加し、結果として不処分となったとの報告がされた。

報告者からは、別の少年事件で付添人として不処分相当と判断した際に、調査官に対して同じような社会奉仕活動をさせて欲しいと打診したところ、調査官もこれを承諾し、参加させてくれたとのことであった。

出席者からは、社会奉仕活動をさせれば付添人が見つけてきて欲しいと言われたことがあるとの経験事例が述べられた。また、活動先を見つけたとしても、非行少年は扱いたくないといった理由で断られたことがあるなど、苦労した事例もあった。

社会奉仕活動への参加は、少年に社会性を身に付けさせるための活動として有効なものと考えられ、今後、活動の場や受け入れ先を増やしていくべきであろう。家庭裁判所においても社会奉仕活動の種類を増やし、積極的に活用することが求められる。

【終わりに】

不当・不必要な観護措置がされることで、少年の身体拘束期間が長期化することとなれば、通学先や就業先など重要な社会資源を奪うこととなり、少年の成長発達に有害となることは必至である。付添人として、事案や生活状況などに鑑みて、心身鑑別の必要がないと判断した場合には、捜査段階からの準抗告や家庭裁判所送致後の観護措置決定に対する異議申立、観護措置取消上申などを駆使して、早期の身体拘束からの解放を求めるべきといえる。